

新旧対照表

○婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

新	旧
<p><u>女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則</u></p> <p>(耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない<u>女性自立支援施設</u>の要件)</p> <p>第1条 <u>女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例</u> (平成25年神奈川県条例第2号。以下「条例」という。) 第7条第2項に規定する規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。</p> <p>(1) 当該女性自立支援施設の建物が、スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。</p> <p>(2) 当該女性自立支援施設において、非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能であること。</p> <p>(3) 当該女性自立支援施設の建物が、避難口の増設、入所者の搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、入所者の円滑な避難が可能な構造であり、かつ、当該女性自立支援施設において避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能であること。</p> <p>(給付金の種類)</p> <p>第2条 条例第11条に規定する規則で定める給付金は、<u>女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準第18条の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金(令和5年厚生労働省告示第110号)</u>に定める給付金とする。</p>	<p><u>婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則</u></p> <p>(耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない<u>婦人保護施設</u>の要件)</p> <p>第1条 <u>婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例</u> (平成25年神奈川県条例第2号。以下「条例」という。) 第7条第2項に規定する規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。</p> <p>(1) 当該婦人保護施設の建物が、スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。</p> <p>(2) 当該婦人保護施設において非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能であること。</p> <p>(3) 当該婦人保護施設の建物が避難口の増設、入所者の搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により入所者の円滑な避難が可能な構造であり、かつ、当該婦人保護施設において避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により火災の際の円滑な避難が可能であること。</p> <p>(給付金の種類)</p> <p>第2条 条例第11条に規定する規則で定める給付金は、<u>婦人保護施設の設備及び運営に関する基準第14条の2の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金(平成23年厚生労働省告示第376号)</u>に定める給付金とする。</p>